

入学通知書 Q&A

深谷市教育委員会 学校教育課

1 入学通知書について

Q 1 : 入学通知書が自宅に届かない。

A 1 : 入学通知書は、12月24日時点の住民基本台帳に基づき、毎年1月上旬に深谷市教育委員会からはがきで郵送しています。

1月中旬以降になっても入学通知書が届かない場合は、学校教育課（Tel 048-572-9578）へご連絡ください。

日本国籍のお子さんの場合は、以下のような理由が考えられます。

- ・深谷市に住民登録がない。
- ・深谷市に住民登録があるが、現在住んでいるところに住民登録がない。
- ・1月1日以降に住民登録の異動をした。

なお、外国籍のお子さんの場合、「就学願」を提出されている方へ通知書を送付しています。まだ手続きがお済みでない方はお子さんの在留カードを持って、学校教育課（Tel 048-572-9578・深谷市役所3階）へお越しください。手続き後に、学校教育課窓口で入学通知書をお渡します。

Q 2 : 入学通知書が届いたが、記載内容に誤りがある。（住所、保護者氏名、対象児童・生徒氏名など）

A 2 : 住民基本台帳の確認をいたしますので、学校教育課（Tel 048-572-9578）へご連絡ください。

なお、12月24日時点の住民基本台帳に基づき、郵送しています。

Q 3 : ハガキを紛失してしまった。

A 3 : 紛失、または当日にハガキを忘れてしまった場合でも、入学式には参加できます。当日学校で受付の際にお申し出ください。

Q 4 : 現在深谷市に在住だが、今後転出する予定なのでどうすればよいか。

A 4 : 住民票に基づき、入学指定学校を指定しますので、今後の手続きの確認のため、学校教育課（Tel 048-572-9578）へご連絡ください。また、転出予定先の教育委員会にも連絡し、入学までのスケジュールをご確認ください。

Q 5：現在、他市区町村に在住だが、今後深谷市に転入予定なのでどうすればよいか。

A 5：住民票に基づき、入学指定学校を指定しますので、3月31日までに転入予定で転入先住所、時期が決まっている場合は、今後の手続きの確認のため、学校教育課（Tel048-572-9578）へご連絡ください。

また、転入前に在住している市区町村の教育委員会にも深谷市に転入することをご連絡ください。

なお、入学式日程は深谷市役所のホームページ内に掲載されていますので参考にしてください。

2 入学指定学校の変更について

Q 6：指定された通学区の学校より近い学校があり、通学路も歩きやすい道なので、指定学校変更の申立てをしたい。

A 6：深谷市教育委員会が指定した小学校又は中学校の変更（指定学校変更）には要件があります。「(要件に該当する以外で) 通学距離が短いから」「交通量が多く危険だから」「道が暗いから」という理由では、指定学校変更の申立てをすることはできません。

指定学校変更の要件については、以下のリンクからご確認ください。

(URL)

<https://www.city.fukaya.saitama.jp/soshiki/kyoiku/gakkokyōiku/tanto/syotyugakkotokubetushiengakko/1618483367149.html>

(QRコード)



Q 7：現在、家を建設中（または購入、賃貸契約済等）であり、引越しが4月以降になってしまうが、年度の始めから引越し先の通学区の学校へ通いたい。

A 7：おおむね3か月以内の引越し（住民登録の異動）が確実であることが、建物の工事（または購入、賃貸借等）契約書等で確認できる場合、指定学校変更の申立てをすることができます。

その際には、建物の住所・引渡日・契約者の氏名等が確認できる契約書等の写しを添付してください。

※土地の購入のみで指定学校変更の申立てをすることはできません。

Q 8：保護者が就労していて帰宅が遅いため、放課後親戚宅で子どもを預かってもらう。親戚宅のある通学区に指定学校変更の申立てをすることはできるか。

A 8 : 預かっていただけの方から承諾書（一時預かり承諾書）が得られ、かつ勤務証明にて保護者の帰宅時間が証明できる場合は、指定学校の申立てをすることができます。その際は、審査のために家庭状況の聞き取りを行いますので、必ず事前に学校教育課へご相談ください。

※小学生のみが対象です。

※預かり先は緊急連絡先として学校へ情報提供します。

※勤務証明書の記載内容に不備等があり確認の必要がある場合、学校教育課から勤務先へ連絡する場合があります。

※通学に関しては、保護者様の責任で行っています。

Q 9 : 幼稚園・保育園の仲のいい友達と一緒に小学校へ行きたい。指定学校変更の申立てをすることはできるか。

A 9 : 小学校入学に際し、「仲のいい友達が行く」という理由での指定学校変更の申立てをすることはできません。

Q 10 : 中学校に入学後、やりたい部活動があるが、入学指定学校にはその部活動がない。指定学校変更の申立てをすることはできるか。

A 10 : 指定学校に希望する部活動がない場合、隣接する市立中学校（隣接する通学区に希望する部活動がない場合は、一番近い通学区）に希望する部活動がある場合、指定学校変更の申立てをすることができます。

申立てには「部活動誓約書」が必要です。申立ての前に学校教育課もしくは市のホームページからお取り寄せいただき、保護者様とお子さん本人がご記入の上、学校教育課にご持参ください。

その後、教育委員会が現在通学されている小学校から、指定学校の変更の申立てをされているお子さんの意見書を直接取り寄せ、審査を行います。状況によっては申立てが許可されない場合もありますので、あらかじめご承知おきください。

まずは、現在通学している小学校に指定学校の変更の相談をお願いいたします。

※通学に関しては、保護者様の責任で行っています。

Q 11 : すでに指定学校を変更している兄姉と同じ学校に入学をさせたい。

A 11 : すでに兄姉が指定学校を変更している場合、その兄姉が卒業するまでの期間については、兄姉が通っている学校に、指定学校の変更の申立てをすることができます。

兄姉が卒業後、個別の理由がない場合には本来の通学区の学校に通っていただきます。

Q 1 2：私立小・中学校等に入学予定だが、手続きはどうすればよいか。

A 1 2：私立小・中学校等に入学する場合には、深谷市教育委員会に「区域外就学届」を提出してください。

私立小・中学校等が発行した入学通知書・入学承諾書・入学許可証等の入学することがわかる書類（合格通知書は不可）を持って、学校教育課（TEL048-572-9578）までお越しitadakuか、一度電話で学校教育課にご連絡の上、区域外就学届と入学通知書等の写しを学校教育課まで郵送してください。

なお、1月末までに手続きができない場合には、学校教育課（TEL048-572-9578）までご連絡ください。

区域外就学届は市ホームページからダウンロードできます。

また、以下のリンクからオンライン申請も可能です。

(URL)

<https://ttzk.graffer.jp/city-fukaya/smart-apply/apply-procedure-alias/shirit-su-kaigai-gakko>

(QRコード)



Q 1 3：深谷市に住民登録がないが、深谷市立の学校に通学したい。

A 1 3：深谷市に住民登録がない児童生徒が、特別な事情により、深谷市立の小中学校に就学を希望する場合、要件を満たしているか家庭状況の聞き取りを行いますので、学校教育課（TEL048-572-9578）へご相談ください。ただし、要件を満たしていても就学を希望している学校の状況により希望に添えない場合があります。その後、保護者は住民登録のある市区町村の教育委員会に区域外就学の申請をしてください。

※なお、通学に関しては保護者の責任においてお願いします。